

【認知症に関する主な事業】

介護予防教室	老人クラブやふれあいサロンからの依頼で講師を派遣する介護予防教室や、 地区公民館などで介護予防教室を開催しています。
認知症サポーター 養成講座	認知症を正しく理解し、認知症の方やご家族を温かく見守る応援者として認知症サポーターを養成しています。地域での支援の輪を広げる活動で、現在、市内のサポーター数は7,800人を超えました。この講座を受講された方には「オレンジリング」を、さらには事業所などには「認知症サポーターがいます」というステッカーをお渡ししています。学校や企業、老人クラブなどからの講座の依頼も増えています。受講希望があれば、いきいき高齢課にご相談ください。 ※本紙12ページでは講座のご案内をしています
相談窓口の充実	高齢者のことで困っていることがありましたら、相談窓口の地域包括支援センターにお声かけください。その他、在宅介護家族の会 (事務局・社会福祉協議会な(22)8136)があります。悩みを話す場としてご活用ください。

【相談窓口】地域包括支援センター(お住まいの地域の包括支援センターへ)

さの社協	☎ (22)8129 佐野・堀米・旗川・吾妻
佐野市医師会	雷 (20)2011 植野・界・犬伏
佐野市民病院	☎(22)8281 赤見·田沼
くずう	☎(84)3111 葛生

■問合せ=いきいき高齢課 **☎**(20)3021

人と人のつながりが、認知症を遠ざけ、 健やかな暮らしを手助けします

~老人クラブやふれあいサロンにご参加ください~

人とコミュニケーションすることで、「楽しい」「うれしい」といった刺激が「脳 にとっての栄養」となっていると言われており、この刺激は認知症予防のための重 要な要素のひとつです。またより多くの方と会話をすることで、効果も高くなりま す。そこで老人クラブやふれあいサロンで、一緒につながりを広げてみてはいかが でしょうか。

8月現在、市内では老人クラブが130カ所、ふれあいサロンが96カ所で活動 を行っており、老人クラブでは「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かに する社会活動しを柱として仲間と共に活動しています。

また、閉じこもりや意欲の低下を防ぐために、お茶飲み場のような場所を提供し、

世間話や軽い体操をして気分転換ができる「ふれあいサロン」事業も行っています。



約380人が参加し、 7月に行われた老人クラ ブのスポーツ大会

ろな事業で生活を支援しています。

申請・各種手続きには、

市では、

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で生きがいを持って暮らせるよう、

いろい

ぜひご利用ください。

印かん・身分を証明するもの・介護保険証などの提示をお願いする場

J存じですか!佐野市の高齢者福祉制度

老人クラブやふれあいサロンはお試し体験もできますので、一度、活動に参加してみませんか。

■問合せ=いきいき高齢課☎(20)3021

生活支援事業

合があります。

○高齢者福祉タクシー券の交付

部助成します。 通院時のタクシー利用料金を

※40円の助成券を年間60枚交付 (6カ月ごとの有効期限あり)

対象=

②70歳以上75歳未満の方で、 ①75歳以上の方 世帯の方 とり暮らしまたは高齢者のみの

ひ

3月31日時点でのものです ※年齢は①・②のいずれも翌年

○市営バス寿券の交付 します。 市営バス乗車運賃を一部助成

※15円の助成券を年間 ※年齢は翌年3月31日時点での 対象=70歳以上の方 40枚交付

○乳酸飲料・愛のひと声事業 安否確認と健康増進のために ○紙おむつ券の給付

ものです

乳酸飲料

(週に4本) を手渡し

成します。 ※2千円券を月に1枚交付 紙おむつ購入代金の

で支給します。 しで安否の確認が必要な方 対象=75歳以上のひとり暮ら

せん ○高齢者軽度生活援助事業 装置の貸与を受けていない方 ※民生委員の証明が必要です

受けている世帯 日常生活上の支援を行います。 委託し、除草、 対象=世帯員全てが65歳以上 市がシルバー人材センターに 要支援1以上の介護認定を 清掃など軽易な

どの利用者負担あり 利用料=作業員1人1時間 (年間20時間まで。 材料費な 350

【介護者支援事業】

一部を助

※同一敷地内に親族がいる場合 ひとり暮らしとはみなしま ※佐野市高齢者緊急通報

制限あり) 方に手当を支給します。 在宅で高齢者を介護している

同居し、 護している方(該当の可否は所 定の診断書により認定します) め介護が必要な65歳以上の方と 対象=寝たきりや認知症のた 6カ月以上継続して介

ります 詳細はお問い合わせください マッサージ券の交付 などがあ

(20) 3 0 2 問合せ=いきいき高齢課 ※このほかに り:要介護3以上、認知症:要 認定を受けている方(寝たき 認知症のため、在宅で6カ月以 ○在宅介護者介護手当の支給 介護1以上の方) 対象=65歳以上で寝たきりや 常におむつを使用し、 「はり・ きゅう・ (所得